23陳情第１１号

２　３　陳　情 第　１　１　号	遺体保管・葬祭施設「――――――――」に、近隣住民との合意にもとづく施設改善の指導・勧告を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受理及び付託 年　　月　　日	平成２３年３月９日受理、平成２３年３月１０日付託
陳　　情　　者	新宿区早稲田鶴巻町　―――――――― ――――――　ほか８名

（　要　旨　）

新宿区早稲田鶴巻町５２８番地に所在する遺体保管・葬祭施設（「――――――――」株式会社――――代表取締役――――――）に対し、当該施設が24時間営業で公道上でのご遺体の搬入出をくりかえし近隣住民に多大な精神的苦痛を強いてきている現状を改めさせ、近隣住民との合意のうえで、当該施設を社会的に認められる葬祭施設設置の基準を満たすものに改善するために、抜本的措置を直ちに講ずるよう指導してください。

１　公道上でご遺体や棺の搬入出を行っている現状をあらため、ご遺体の搬入出作業が外からは全く見えないようにするために、利用する遺体運搬車両を十分に収容できる、音の静かな電動式シャッターを具備した車庫を建物内に設置すること。「十分に」とは、ご遺体を当該施設に搬入出するために従来実際に使用されてきた全ての車種の車両に対応しうるということであり、これら車両を車庫に収納したうえで、シャッターを完全に閉めた状態で、余裕をもってご遺体や棺の出し入れを行なうに十分ということです。

２　隣家や近隣住民に対する遮蔽措置が一切なされていない現状（住宅密集地域に４０年以上前に建てられた住宅用建物を賃借し、遺体保管・葬祭施設として開業するにあたっては建物の内装のみを一部改修したにすぎない）をあらため、近隣住民に施設内の様子を容易に想像させ精神的苦痛を与えることのないよう、隣家との間に十分な高さの塀ないし遮蔽板を設置し、すべての窓について有効な遮蔽を施すこと。

３　建物西側に面する道路を通行する近隣住民にとって、突然施設内から漏れ聞こえてくるご遺族の嗚咽やすすり泣きは、相当の心理的負担を強いるものであり、深刻な問題です。建物内部の物音が外部に漏れないように、室内及び窓の防音対策を早急にとること。

４　施設利用者の車両や当該施設関係の資材車が建物入り口の交差点内や近隣住民の家の前に路上駐車している現状をあらため、早急に施設近辺に常時使用可能な５台分以上の駐車場を確保すること。（荒川区、杉並区、品川区、町田市などの「指導要綱」参照）

５　２月２５日の三者調整会議において、―――側から遺体保管場所を隣家出入口直近に設置するという案が提示されましたが、このように隣家住人に遺体の様子を容

易に想像させ多大な精神的苦痛を与えるようなことはやめること。

以上を陳情するにあたり、議会におかれましては、―――に対し、１から５の指導に従わないかぎり住宅密集地域である当該地域における営業は認められないという強い態度でのぞんでいただき、町会・住民との合意を抜きに施設建物の改築工事を実施しないよう強く指導していただきますことをお願いする次第です。そして、早急に、遺体保管施設を含む小規模葬祭施設を設置するに際しての、周辺住民に配慮した設置基準（事前説明義務、周辺住民の生活への配慮義務、駐車場設置義務等）を定めた「指導要綱」を策定していただきますよう、切にお願いいたします。

（　理　由　）

昨年６月初旬、私どもが居住する早稲田鶴巻町にある天祖神社前に、公道を使って棺だけではなく布を被せただけのご遺体をストレッチャーに乗せて出し入れする施設が、住民や町会に対して事前の連絡や説明が全くないままに、突然開設しました。この施設が、８体分の遺体保管冷蔵庫を備えた遺体保管・葬祭施設「――――――――」です。

この施設に対し町会や住民が再三再四にわたりご遺体や棺の搬入出を一時的に中止するように申し入れましたが、２４時間営業でご遺体や棺の搬入出が繰り返されてきました。

昼間にはご遺体や棺を直接に目にせざるを得ない近隣住民は、夜は夜で、ご遺体を搬入出する際の物音に敏感になり不安に苛まれています。そればかりではありません。ご遺族の嗚咽やすすり泣きが室内から外の道路に直接に漏れ聞こえるため、これまでこの道路を生活道路として利用していた少なくない方が、当該施設の面する神社前交差点を迂回して通るようにさえなっているのです。

このように、私たち住民は、日々、極度の緊張と不安、精神的苦痛を強いられております。これは、私たち住民の当たり前の平穏な生活を送る権利（憲法第１３条にもとづく人格権）を侵害するものであり、我慢すべき限度をはるかに超えるものです。

このようなことから、鶴巻西町会をはじめ私ども近隣住民は、いま、現在の営業実態を改善してもらうために、新宿区の力をおかりして、株式会社―――とのあいだで交渉を進めているところです。交渉を通していっそう明らかになってきた問題は、この――――――――が、そもそも、ご遺体を保管し必要に応じてご遺族に葬祭を提供することを業とする施設としては、社会的に認められる前提的な条件をなんら満たしていない、ということです。

１　施設開設にあたって、近隣住民や町会に事前の連絡も説明も全くないままに、突然、営業を開始したこと。

２　建物内に車庫を全く確保していないこと。遺体の搬入出や湯灌など、それなくしては施設の業務がなりたたないこれら作業を、あらかじめ誰の目にも触れる公道上で行うとされていること。

３　近隣住民の生活に配慮した遮蔽、防音、防臭などの基本的な措置を全く講じていないこと。

４　施設利用者や出入り業者の車両を収容する常時使用可能な駐車場を全く確保していないこと。

23陳情第１１号

一般の店舗と同様に既存の建物の一部を賃借し、その一部を改築するだけで容易に開業できてしまうという社会的な無規制状態のなかで、上記のような葬祭施設としての欠格をもった「――――――――」による周辺住民の生活への影響を無視した野放図な営業が許されてきてしまっていると言わざるをえません。このような遺体保管・葬祭業を営む「――――――――」の施設及び営業の実態は、京都の葬祭場「かごたつホール」をめぐる訴訟の判決内容や京都市の「小規模葬祭施設の設置に関する指導要綱」など、都内及び全国の各市における「指導要綱」に照らしても、「事前説明義務」「周辺住民への配慮義務」「駐車場設置義務」を全く無視したものであることは明らかです。

今後、新宿区内において、地域住民への配慮を欠いた「――――――――」の様な安易な業者が出現することがないように、全国の手本となる小規模葬祭施設（遺体保管を含む）の設置に関する「条例」ないしは「指導要綱」の策定など、行政上の毅然とした対処を望みます。ことは一町会にとどまる問題ではなく、新宿区に居住する全住民の生活にかかわる緊急の問題です。

一昨日、区に「――――――――」に対する管理運営上の改善指導ならびに「条例」ないし「指導要綱」の策定を求める榎地区八町会の多くの住民の方々の署名１９５１筆（3月７日現在、既提出分３４２筆を含む）が新宿区に提出されました。この多くの住民の方々の願いを是非とも受け止めていただき、区議会として「条例」ないし「指導要綱」の策定を英断されますことをお願いし、ここに陳情する次第です。